

## 議案第 11 号

### 取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例について

取手市都市下水路管理条例（平成 25 年条例第 19 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 28 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

#### 提案理由

都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準を定める際に参酌すべきとされる下水道法施行令の改正に伴い、本市においても当該政令基準と同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市都市下水路管理条例の一部を改正する条例

取手市都市下水路管理条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(維持管理に関する技術上の基準)</p> <p>第5条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関する技術上の基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があるときは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うこと。</u></p>	<p>(維持管理に関する技術上の基準)</p> <p>第5条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関する技術上の基準は、<u>1年に1回以上しゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。</u></p>

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。